

ウイルス性肝炎患者に対する支援の拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎の患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療を対象に進められています。一方、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がんの患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している実情もあります。

また、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が国の肝炎対策推進協議会においてもなされているところです。

肝硬変・肝がんの患者は、全国で毎日百二十人以上の方が亡くなっており、ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がんの患者への支援の拡大・強化の実現が求められています。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の成立の際には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされており、現在、国においては、同法に基づき取組が進められていますが、より一層の取組が必要です。

よって、中央区議会は国会および政府に対し、肝硬変・肝がんの患者の実情に鑑み左記の事項についてより一層の取組を進められるよう強く要望します。

記

- 一 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がんの患者の治療に対する負担軽減のため、医療費助成制度をはじめとする施策の具体化を図ること
- 二 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し患者の実態（特に肝硬変・肝がんの患者の病態）に応じた障害者認定制度を改善するなど、必要な生活支援の実現を図ること

右、地方自治法第九十九条の規定により中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十六年三月二十八日

東京都中央区議会議長 原田賢一

衆議院議長	衆議院議長
参議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	内閣総理大臣
厚生労働大臣	厚生労働大臣

あて